

デイサービスセンターウェルケア重信
松山市介護予防・日常生活支援総合事業（指定介護予防型通所サービス）
運営規程

（目的）

第1条 社会福祉法人喜久寿（以下「本会」という。）が設置するデイサービスセンターウェルケア重信（以下「事業所」という。）において実施する松山市介護予防・日常生活支援総合事業（指定介護予防型通所サービス）（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の管理者、生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員等（以下「従業者」という。）が、利用者（「松山市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年12月26日制定）」第4条各号に該当する者をいう。以下同じ。）に対して適切な指定介護予防型通所サービス（以下「予防型通所サービス」という。）を提供することを目的とする。

（運営方針）

- 第2条 予防型通所サービス事業者（以下「事業者」という。）は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 2 事業者は、事業を運営にするに当たっては、地域との結び付きを重視するとともに、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、他の指定第1号事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 3 事業は、その利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練等を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 4 事業者は、前3項のほか、「介護保険法令」及び「松山市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業の人員、設備及び運営並びに指定第1号事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める要綱（平成28年12月26日制定）」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称：デイサービスセンターウェルケア重信
- (2) 所在地：愛媛県東温市北野田533番1

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

職 種 名	員 数		職務内容
	常 勤	非 常 勤	
管理者（所長）	1 名 ※生活相談員と兼務		本会理事長の命を受け、従業者の管理及び予防型通所サービスの利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

生 活 相 談 員	2 名 ※うち1名管理者と兼務 ※うち1名介護職員と兼務		介護予防型通所サービス計画 (以下「予防型通所サービス計画」という。)に基づき、利用者の心身の状況を的確に把握し、その利用者が日常生活を営むことができるよう、適切な機能訓練、及び相談援助等の生活指導を行う。
看 護 職 員	3 名 ※機能訓練員と兼務		利用者の看護、日常生活上の支援及び健康管理を行う。
機能訓練指導員	1 名		利用者の日常生活を営むために必要な機能改善及びその減退を防止するための機能訓練を行う。
介 護 職 員	7 名以上 ※うち1名生活相談員と兼務	5 名以上	利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。

(営業日及び営業時間並びにサービス提供時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 営 業 日：年始(1/1～1/3)を除き、年中無休とする。ただし、利用者又はその家族の要望がある場合はこの限りでない。
- (2) 営 業 時 間：午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供時間：午前9時15分から午後4時30分までとする。

(利用定員及び利用定員の遵守)

第6条 予防型通所サービスの利用定員は、指定(介護予防)通所介護の利用定員と合わせて1日50名とする。

- 2 事業者は、利用定員を超えて予防型通所サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)は、松山市(小野・浮穴・窪田・久米・北久米・桑原地区)とする。

(内容及び手続の説明及び同意)

第8条 事業者は、予防型通所サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、本規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該サービスの提供の開始について利用申込者又はその家族の同意を得るものとする。

(提供拒否の禁止)

第9条 事業者は、正当な理由なく予防型通所サービスの提供を拒んではならない。

（サービス提供困難時の対応）

第10条 事業者は、当該事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な予防型通所サービスを提供することが困難である場合は、当該利用申込者に係る地域包括支援センター又は当該センターから委託を受けた居宅介護支援事業者（以下「地域包括支援センター等」という。）への連絡、適当な他の事業者の紹介その他の必要な措置を講ずるものとする。

（受給資格等の確認）

第11条 事業者は、予防型通所サービスの提供を求められたときは、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格並びに要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間又は基準該当状態の有無を確認するものとする。

2 事業者は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、予防型通所サービスを提供するように努めるものとする。

（要支援認定の申請等に係る援助）

第12条 事業者は、予防型通所サービスの提供の開始に際し、要支援認定を受けていない、又は基準該当状態としての判定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請又は基準該当状態としての判定（以下「申請等」という。）が既に行われているかどうかを確認し、申請等が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請等が行われるよう必要な援助を行うものとする。

2 事業者は、介護予防支援又は介護予防ケアマネジメント（これらに相当するサービスを含む。）（以下「介護予防ケアマネジメント等」という。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、当該利用者が受けている要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう必要な援助を行うものとする。

（心身の状況等の把握）

第13条 事業者は、予防型通所サービスの提供に当たっては、利用者に係る地域包括支援センター等が開催するサービス担当者会議（「松山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに介護予防支援等に係る介護予防の効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年条例第20号）」第33条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとする。

（地域包括支援センター等との連携）

第14条 事業者は、予防型通所サービスを提供するに当たっては、地域包括支援センター等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

2 事業者は、予防型通所サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る地域包括支援センター等に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

る。

(第1号事業支給費の支給を受けるための援助)

第15条 事業者は、予防型通所サービスの提供の開始に際し、利用申込者が介護予防ケアマネジメント等を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ていないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画又はケアプラン（「介護保険法施行規則」第140条の62の5第3項に規定する居宅要支援被保険者ごとに作成される計画をいう。）（以下「介護予防サービス計画等」という。）の作成を地域包括支援センター等に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、第1号事業支給費の支給を受けることができる旨を説明すること、地域包括支援センター等に関する情報を提供することその他の第1号事業支給費の支給を受けるために必要な援助を行うものとする。

(介護予防サービス計画等に沿ったサービスの提供)

第16条 事業者は、介護予防サービス計画等が作成されている場合は、当該計画に沿った予防型通所サービスを提供するものとする。

(介護予防サービス計画等の変更の援助)

第17条 事業者は、利用者が介護予防サービス計画等の変更を希望する場合は、当該利用者に係る地域包括支援センター等への連絡その他の必要な援助を行うものとする。

(サービス提供の記録)

第18条 事業者は、予防型通所サービスを提供した際には、当該予防型通所サービスの提供日及び内容、当該予防型通所サービスについて「介護保険法」第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画等を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載するものとする。

2 事業者は、予防型通所サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者又はその家族からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、記録したサービスの内容等を当該利用者又はその家族に対して提供するものとする。

(利用料の受領)

第19条 事業者は、法定代理受領サービスに該当する予防型通所サービスを提供したときは、利用者から利用料の一部として、当該予防型通所サービスに係る第1号事業支給費用基準額から当該事業者を支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない予防型通所サービスを提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と、予防型通所サービスに係る第1号事業支給費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにするものとする。

3 事業者は、前2項の規定により支払を受ける利用料の額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用：600円/食

(2) おむつ代：実費

(3) 前2号に掲げるもののほか、予防型通所サービスにおいて供与される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの：実費

4 事業者は、第1項及び第2項の規定により支払を受ける利用料の額のほか、利用者がサービス利用予定日の前日までのサービス利用中止の申出をすることなく当日にサービス利用を中止した場合には、キャンセル料として利用を予定していたサービスに係る利用者負担相当額の支払いを利用者から受けることができる。ただし、利用者の体調不良等のやむを得ない理由によるサービス利用中止の場合には、この限りではない。

5 事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供及び第4項のキャンセル料の徴収に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用並びにキャンセル料の対象となる事由及びその額について説明を行い、利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(第1号事業支給費の請求のための証明書の交付)

第20条 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない予防型通所サービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した予防型通所サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者又はその家族に対して交付するものとする。

(予防型通所サービスの基本取扱方針)

第21条 予防型通所サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

2 事業者は、自らその提供する予防型通所サービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図るものとする。

3 事業者は、予防型通所サービスの提供に当たり、予防型通所サービスが単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身の機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たるものとする。

4 事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めるものとする。

5 事業者は、予防型通所サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めるものとする。

(予防型通所サービスの具体的取扱方針)

第22条 予防型通所サービスの方針は、第2条に規定する運営方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次の各号に掲げるところによるものとする。

(1) 予防型通所サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じること等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。

(2) 事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ

て、予防型通所サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した予防型通所サービス計画を作成すること。

- (3) 事業所の管理者は、既に介護予防サービス計画等が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って予防型通所サービス計画を作成すること。
- (4) 事業所の管理者は、予防型通所サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者又はその家族の同意を得ること。
- (5) 事業所の管理者は、予防型通所サービス計画を作成したときは、当該予防型通所サービス計画を利用者又はその家族に交付すること。
- (6) 予防型通所サービスの提供に当たっては、予防型通所サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うこと。
- (7) 予防型通所サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- (8) 予防型通所サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって、これを行うこと。
- (9) 事業所の管理者は、予防型通所サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、毎月少なくとも1回、当該予防型通所サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した地域包括支援センター等に報告するとともに、当該予防型通所サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回、当該予防型通所サービス計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行うこと。
- (10) 事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録するとともに、当該結果の記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した地域包括支援センター等に報告すること。
- (11) 事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて予防型通所サービス計画の変更を行うこと。この場合においては、前各号の規定を準用する。

（予防型通所サービスの提供に当たっての留意点）

第23条 予防型通所サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次の各号に掲げる事項に留意しながら行うものとする。

- (1) 事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防ケアマネジメント等におけるアセスメントにおいて把握された課題、予防型通所サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。
- (2) 事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスの提供に当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等適切なものを提供すること。
- (3) 事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないこととし、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

(安全管理体制等の確保)

第 24 条 事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時の要領を記載した書面等を作成し、従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行うことができるよう、緊急時等の連絡方法をあらかじめ定めておくものとする。

2 事業者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境の整備に努めるものとする。

3 事業者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めるものとする。

4 事業者は、サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に注意し、病状の急変等が生じた場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(身体的拘束等の禁止)

第 25 条 事業者は、予防型通所サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2 事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(虐待の防止)

第 26 条 事業者は、利用者の尊厳の維持・人格の尊重が達成されるよう、虐待の防止に関する措置を講ずるものとする。

事業者は、高齢者の尊厳保持・人格尊重に配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、研修等を通じて従業者にそれらに関する理解を促す必要があり、同時に従業者が高齢者虐待防止法等に規定する介護事業の従業者としての責務・適切な対応をたどしく理解、虐待等の早期発見をし、利用者及びその家族からの虐待等に関わる相談、利用者から市町村への虐待の届け出について、適切な対応をするよう努める。

2 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に一回以上開催するとともに、その結果について、通所介護従業者に周知徹底を図ること。

3 事業者における虐待防止のための指針を整備すること。

4 事業者は、通所介護従業者に対し虐待防止のための研修を定期的実施すること。

5 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置すること。

(利用者に関する市町村への通知)

第 27 条 事業者は、予防型通所サービスを受けている利用者が、正当な理由なく予防型通所サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められる場合若しくは要介護状態になったと認められる場合又は偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、若しくは受けようとした場合は、遅滞なく、意見を付けてその旨を市町村に通知するものとする。

(緊急時等の対応)

第 28 条 事業者は、現に予防型通所サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(管理者の業務)

第 29 条 事業所の管理者は、従業員の管理及び予防型通所サービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他事業所の管理を一元的に行うものとする。

2 事業所の管理者は、従業員に本規程を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(勤務体制の確保等)

第 30 条 事業者は、利用者に対し適切な予防型通所サービスを提供できるよう、事業所ごとに従業員の勤務の体制を定めておくものとする。

2 事業者は、事業所ごとに、当該事業所の従業員によって予防型通所サービスを提供するものとする。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。

3 事業者は、従業員の資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

4 事業者は適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

5 事業者は職場におけるセクシャルハラスメントやパワーハラスメントの防止のための雇用管理の措置を講じることが義務付けられていることを踏まえ、規定したものである。

6 事業者はセクシャルハラスメントについては、上司や、同僚に限らず、利用者やその家族等から受けることに留意する

7 事業者は、職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはいけない旨の方針を明確化し、従業員に周知・啓発するものとする。

8 相談に対応する担当者をあらかじめ定め、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め労働者に周知するものとする。

(非常災害対策)

第 31 条 事業者は、地震、風水害及び事業所の周辺地域の環境、立地条件等から想定される災害等の非常災害ごとに、当該災害が発生した場合における利用者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画（以下「防災計画」という。）を策定し、事業所の見やすい場所に掲示しておくものとする。

2 事業者は、防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに利用者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について従業員及び利用者に周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練を行うものとする。

- 3 事業者は、前項の訓練の結果に基づき、防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて防災計画の見直しを行うものとする。
- 4 事業者は、非常災害が発生した場合に従業者及び利用者が事業所において当面の避難生活ができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めるものとする。

(衛生管理等)

第32条 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるものとする。

- 1 事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする)
- 4 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備すること。
- 5 事業者は、通所介護従業者に対し感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

(掲示)

第33条 事業者は、事業所の見やすい場所に、本規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しておくものとする。

(秘密保持等)

第34条 事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 事業者は、当該事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとする。

(広告)

第35条 事業者は、事業所について、虚偽の、又は誇大な広告をしてはならない。

(地域包括支援センター等に対する利益供与等の禁止)

第36条 事業者は、地域包括支援センター等又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第 37 条 事業者は、提供した予防型通所サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。
- 3 事業者は、提供した予防型通所サービスに関し、「介護保険法」第 115 条の 45 の 7 の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村職員が行う質問若しくは照会に応じるとともに、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するものとする。この場合において、市町村から指導又は助言を受けたときは、事業者は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めるものとする。
- 4 事業者は、市町村からの求めがあったときは、前項の指導又は助言への対応の内容を市町村に報告するものとする。
- 5 事業者は、提供した予防型通所サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う「介護保険法」第 176 条第 1 項第 3 号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする
- 6 事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告するものとする。

(地域との連携)

第 38 条 事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した予防型通所サービスに関する利用者からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、その事業の運営に当たっては提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業、その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めるものとする。
- 3 事業者は指定通所介護事業の所在する建物と同一建物に住居する利用者に対して指定通所介護を提供する場合には、当該建物に住居する利用者以外の者に対しても指定通所介護の提供を行うよう努めるものとする。

(事故発生時の対応)

第 39 条 事業者は、利用者に対する予防型通所サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。
- 3 事業者は、利用者に対する予防型通所サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。
- 4 事業者は、予防型通所サービス以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第 1 項及び第 2 項の規定に準じた必要な措置を講ずるものとする。

(業務継続計画)

第 40 条 事業者は感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定通所予防支援の提供を受けられ、支援の提供を継続的に実施するための非常時の体制で早期の業務再

開を図るための計画を策定するとともに、当該業務に従い介護支援専門員その他の従業員に対して、必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(会計の区分)

第 41 条 事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、事業の会計とその他の事業の会計を区分するものとする。

(記録の整備及び保存)

第 42 条 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

2 事業者は、利用者に対する予防型通所サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

- (1) 予防型通所サービス計画
- (2) 第 18 条第 2 項に規定する提供した具体的なサービス内容等の記録
- (3) 第 25 条第 2 項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 第 26 条に規定する市町村への通知に関する記録
- (5) 第 36 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 第 38 条第 2 項に規定する事故の発生状況及び事故に際して採った処置の記録

(その他)

第 43 条 本規程に定める事項のほか、事業所の運営について必要がある場合は、本会理事長が別に定めるものとする。

(附則)

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この規程は、令和 2 年 11 月 1 日から施行する。

(附則)

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この規程は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

